

平成30年度 事業計画

現在、人口減少社会、少子高齢化を背景に、我々を取り巻く環境は大きく変容しており、生活困窮者への支援、子どもの困窮と子育て支援、一人暮らし高齢者への支援、孤立死など様々な地域の課題や人が人としての尊厳を保持できない虐待などの処遇困難ケースも見受けられる状況となっています。

このような社会状況の中で、国レベルでは、「地域共生社会」だれもが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現・新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン「我が事・丸ごと」地域共生社会本部の設置といった施策を打ち出し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体化した新たな地域包括支援体制の確立を目指しています。

芦北町社会福祉協議会におきましても、第3次地域福祉活動計画にあげた4つの心「思いやりの心」「お互い様の心」「助け合いの心」「向上的な心」の熟成を図り福祉課題の解決を目指し、小地域を単位として、地域住民が主体となった福祉活動を進めてまいります。

さらに、団魂の世代が75歳以上となる2025年にむけて、国民1人ひとりが状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」、「多様な人材確保と生産性の向上」、「介護サービスの適正化・重度化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることを基本的な考え方とした平成30年度介護報酬改正が行われます。今後、経営が益々厳しくなると思いますが、組織の体制や整備の強化を図り、安定した運営ができるよう努めてまいります。

～ 共助の心で みんなで取り組む やさしいまち あしきた ～

本計画は、『芦北町地域福祉計画』及び『芦北町地域福祉活動計画』と連携し、地域住民の「共助の心」を育て、お互いを認め合い、支え合うための活動が、人や組織をつなぐ多様なネットワークを通じて展開される地域社会を目指します。

基本目標

I 住民主体の地域福祉の推進（思いやりの心）

地域の福祉課題の解決を目指し、小地域を単位とし地域住民が主体となった福祉活動を支援します。

また、関係機関・団体との連携を強化し、地域福祉コーディネートの充実を図ります。

II 地域福祉の担い手づくり（お互い様の心）

地域福祉活動の担い手となる地域福祉活動推進員を育成します。

また、ボランティアへの理解やセンターの充実と福祉教育の推進を図り、地域福祉活動のきっかけづくりに取り組みます。

III 安心して暮らせる地域づくり（助け合いの心）

福祉ニーズを持つ方への自立した生活を支援できるような体制づくりに努めます。

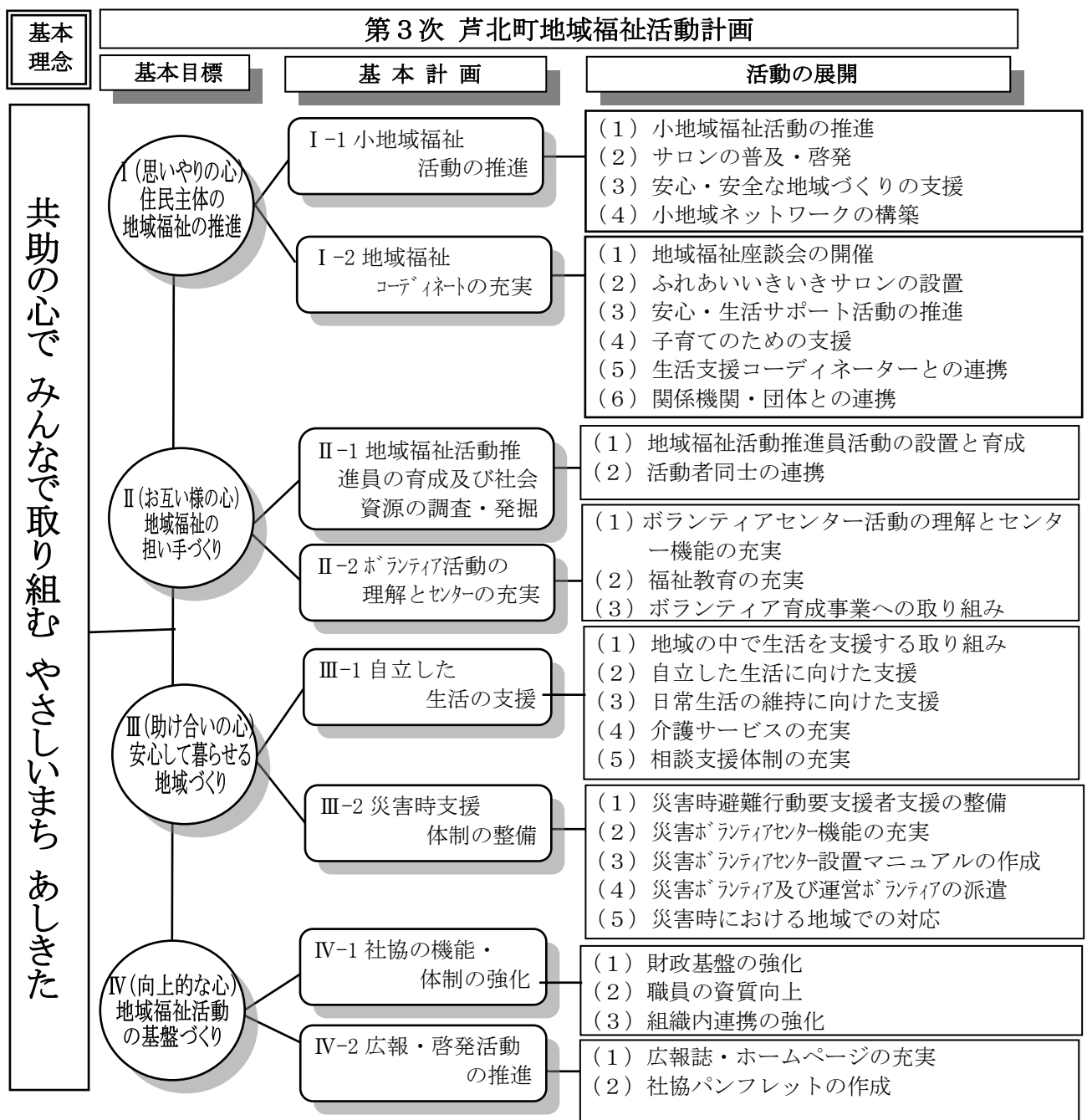
また、災害時避難行動要支援者の支援体制の整備やネットワークづくりを進めます。

IV 地域福祉活動の基盤づくり（向上的な心）

上記Ⅰ～Ⅲの目標達成のために、会員の加入促進と社協の機能・体制の強化を図るとともに、広報活動の充実に努めます。

計 画 の 体 系

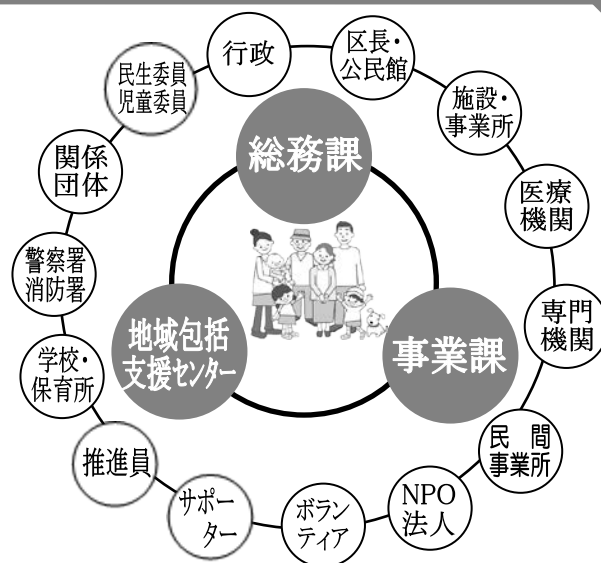
本年度は、4つ心や4つの基本目標を達成するために、基本計画に基づき活動を展開します。



計画の推進体制

本会の事業（活動）の推進においては、総務課・事業課・地域包括支援センター（3課6係）の専門部署の強化と情報の共有等連携の強化に努め活動を展開します。

また、地区だけでは取り組めないような問題等の対応や解決をするために、行政並びに各種機関・団体等と連携し、芦北町地域福祉ネットワークの構築を推進します。



事業（活動）計画

基本計画実現のために、次のとおり事業（活動）を展開します。

◇◆◇ 社会福祉事業 ◇◆◇

【地域福祉活動の基盤づくり（向上的な心）】基本目標（IV）

■総務課【総務係】

1. 社協の機能・体制の強化

（1）財政基盤の強化

財政基盤の強化は、芦北町社会福祉協議会としての使命をふまえ、地域福祉の推進という役割を果たすために、限られた経営資源（人・物・資金）を効果的に配分しながら、経営基盤の強化により経営の自律性・効率性を高め、競争に耐え得る強い組織を作り上げ、その強化を図ります。

（2）職員の資質の向上

職員の一人ひとりの能力の向上のための県社協等が主催する研修や勉強会等への積極的な参加や先進地への派遣を実施します。

また、上級資格取得への意欲向上へ繋がるために、資格取得に係る費用の一部援助も行います。

（3）組織内連携の強化

基本理念や基本目標・計画の実施状況等の確認を行うことはもとより、経営上のリスクを正しく理解し、具体的な対応策を講じるといった組織管理のあり方について、事務局長を中心とした組織体制を構築し、連携強化に繋がります。

2. 広報・啓発活動の推進

（1）広報誌・ホームページの充実及び社協パンフレットの作成

地域住民、行政及び関係機関・団体への社協活動の理解を深めるため、広報「き

ずな」やホームページを通じて活動のPRを行い、社協の理解者・支援者の拡大を図ります。

【安心して暮らせる地域づくり（助け合いの心）】基本目標（Ⅲ）

■総務課【地域福祉係】

1. 自立した生活の支援

（1）地域の中で生活を支援する取り組み

・生活福祉資金・福祉金庫貸付事業

低所得者世帯に属する方、経済的・社会基盤の不安定な生活困窮世帯や日常生活困難者に対し、個別の状況に応じた限度の範囲内で、低利又は無利子で適時に生活福祉資金等の貸付けを行い、専門機関との連携など相談体制の充実や相談者の生活安定の模索など総合的な生活援助活動を通して相談者等の支援を行います。

- ①生活福祉資金の貸付（熊本県社会福祉協議会受託事業）
- ②福祉金庫貸付（自主事業、1世帯 30,000円以内）

・地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者や知的・精神障がい者等で判断能力が不十分ながら有している方が、地域において自立し安心した生活が送れるよう支援します。

また、本事業では対応が困難な事例への対応として、芦北町地域包括支援センター等の関係機関につないでいきます。

- ①福祉サービス利用援助
- ②日常的金銭管理
- ③預かり物件の保管
- ④生活状況の把握

（2）自立した生活に向けた支援

・生活困窮者等自立相談支援事業

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画を作成し、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行い、生活困窮者の自立の促進を図ります。

- ①「自立相談支援窓口」（主任相談支援員）の設置
- ②「総合相談窓口」（相談支援員・就労支援員）の設置

（3）日常生活の維持に向けた支援

・ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が疾病その他の理由により、日常生活に支障が生じる場合に、これらの家庭の生活の安定を図るため、その生活を支援する者を派遣します。

(4) 相談支援体制の充実

誰もが気軽に相談できる窓口やサロン及び小地域ネットワークの活動、積極的な地域訪問を課題発見の「気づきの場」としてとらえ、実態の把握や情報提供、専門機関へのスムーズな橋渡しができるような体制づくりに努めます。

2. 災害時支援体制の整備

芦北町地域防災計画を基に、災害時避難行動要支援者に対する支援として、防災に関する情報を地域住民同士が共有し「自助」「共助」につながるよう日頃からの見守り活動と一体となった取り組みを進めます。

さらに、いつ来るか分からない災害に対して、十分な訓練を行うことはもとより、発生時に実用的な災害ボランティアセンターとして運営を行うために、常時その体制を再確認するとともに、研修や訓練への積極的な参加を行ってまいります。

(1) 災害時避難行動要支援者への体制の整備

(2) 災害ボランティア及び運営ボランティアの派遣

(3) 災害時における地域での対応

【住民主体の地域福祉の推進（思いやりの心）】基本目標（Ⅰ）

1. 小地域福祉活動の推進

地域福祉活動計画に基づき、自助・共助・公助の協働による地域福祉の推進体制の確立に向け、地域福祉活動推進員を設置し、区長、民生児童委員や専門機関等と連携を図り、地域住民とともに福祉の町づくりを推進します。

また、住民参加による地域課題の解決を目指し、地域福祉コーディネート及び活動支援、人材育成・啓発事業等を行います。

(1) 小地域福祉活動の支援（小地域福祉活動助成）

(2) 先進的な地域福祉活動の支援（地域福祉モデル事業助成）

(3) 安心・安全な地域づくりの支援（防犯グッズ助成）

(4) 小地域ネットワークの構築

2. 地域福祉コーディネートの充実

地域福祉活動の充実のために、活動者同士の連携が必要不可欠となるため、活動がスムーズに行われるよう関係団体や専門機関との連絡調整を行い、その育成を図り地域福祉コーディネーターの質の向上に努めます。

(1) 地域福祉座談会の開催

(2) ふれあいいいききサロンの設置

(3) 子育てのための支援

(4) 関係機関・団体との連携

【地域福祉の担い手づくり（お互い様の心）】基本目標（Ⅱ）

1. 地域福祉活動推進員の育成及び社会資源の発掘と活用

地域の活動や地域福祉推進員の設置状況を把握し、地域性に応じた活動の展開

を支援し、地域間の交流や意見交換を行い活動の活性化につなげます。

さらに地域に埋もれている社会資源の調査・発掘を行ない、サロン活動等による介護予防や趣味活動につなげます。

(1) 地域福祉活動推進員の設置と育成及び活動の促進

- ①地域福祉活動推進員会議（全体会）の開催
- ②地域福祉活動推進員先進地視察研修の実施
- ③地域福祉推進セミナーの開催
- ④ふれあいいきいきサロン活動の支援

2. ボランティア活動の理解とセンター機能の充実

ボランティアを必要とする方、ボランティア活動を希望されている方の相互の潜在的なニーズを発掘し、ボランティアに関する情報発信、啓発を行いスムーズなコーディネートのための取り組みを強化します。

また、福祉への関心と理解を深めるため、子ども達の体験学習を実施し「地域の福祉力」向上を目指した福祉教育の充実を図ります。

(1) ボランティアセンター活動の理解とセンター機能の充実

- ①ボランティア養成講座

(2) 福祉教育事業の充実

- ①福祉・介護チャレンジ教室
- ②福祉出前講座
- ③子どもふれあい教室（・世代間交流・芦北よかところ発見隊）

(3) ボランティア育成事業への取り組み

- ①ボランティア協力校
- ②福祉体験学習（ワークキャンプ）

3. 水俣・芦北地域見守り活動推進事業

地域福祉コーディネーターを設置し、住民主体による地域福祉活動を推進するため、生活基盤を単位とした小地域による見守り活動の推進と体制の強化に向けたネットワークの構築と充実を図ります。

また、見守り活動への住民理解を深めるとともに参加を促進し、行政並びに関係機関・団体との連携強化と活動の担い手となる協力者（地域福祉活動推進員）の育成に努めます。

- ①芦北町見守りネットワークとの連携
- ②『熊本見守り応援隊』活動の推進
- ③災害図上訓練「DIG」の実施
- ④サロン活動の普及・啓発、活動支援及び運営者の育成
- ⑤住民参加型「地域支え合い」活動の推進
- ⑥協力者の育成と関係機関・団体等との連携

- ⑦協力者（地域福祉活動推進員）の研修会への参加（フォーラム等）
- ⑧関係機関・団体との情報の共有、交換及び連絡会議等への参加

4. 共同募金事業

熊本県共同募金会と連携し、共同募金運動期間中は個別募金や職域募金等による募金活動と共に、新たな募金方法の開発や周知啓発活動を行います。

地域配分金を活用し、福祉制度外のサービスの推進、当事者組織の支援、地域住民の福祉の理解を深めるための各種活動を展開します。

(1) 共同募金寄付金事業

- ①個別募金
- ②職域募金
- ③その他の募金

(2) 共同募金配分金事業

- ①老人福祉活動
 - ・一人暮らし高齢者等激励及び支援、金婚夫婦、一人だけの金婚式、地区敬老会支援等
- ②障がい児（者）福祉活動
 - ・地域間交流事業
- ③児童・青少年福祉活動
 - ・子ども“ふれあい”教室、“こんにちは”赤ちゃん運動
- ④母子・父子福祉活動
 - ・親と子の一日旅行、クリスマスプレゼント贈呈
- ⑤福祉育成・援助活動
 - ・福祉育成事業、福祉団体等支援、地域福祉整備事業、在宅介護者援助事業、生活困窮者・災害被災者援助事業、住民参加型福祉サービス援助事業（ふれあい交流まつり助成）
- ⑥ボランティア活動育成
 - ・ボランティアセンター事業、福祉教育推進事業

【安心して暮らせる地域づくり（助け合いの心）】基本目標（Ⅲ）

■事業課

1. 自立した生活の支援

(1) 介護サービスの充実のための調査・研究

社会福祉協議会が実施する介護保険事業は、地域に密着し様々な機関・団体と連携を図りながら、利用者の生活を支え自立していただくことを目指し事業を推進します。

第3次芦北町地域福祉活動計画（平成29年3月策定）に基づき、地域の中で気軽に相談できる事業所として見守りネットワークの一端を担い、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」、「多様な人材の確保と生産性の向上」、「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることを主な視点とし、介護報酬が改定されました。

今後も厳しい経営が予想されますが、平成29年度に実施しました業務・体制の改善（事業所の運営方法、人員（職員）配置転換）は一定の成果が見込まれます。

本年度も運営（経営）状況を管理し、「改善すべき点は改善する。」その視点を持った経営努力により経営基盤の強化に努め、さらに魅力のある社協の介護保険事業所づくりと、町民に必要とされる介護保険事業等を芦北町と連携して進めていきます。

■事業課【介護保険事業係】

1. 訪問介護事業所

- ・「自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価する」観点から、身体介護に重点を置いた事業所の運営（経営）と、身体介護・生活援助の報酬にメリハリをつける改定がなされた点から提供に係る従事者の処遇の改善を図ります。
- ・事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、制度の動向を見ながら生活援助中心型の担い手の拡大を図ります。
- ・住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活全般をサポートするため、関係機関との連携を図りながら、利用者に寄り添ったサービスを提供します。
- ・本人の尊厳を保持したケア計画に基づき、全従事者が質の高いサービスを提供し自立支援に努めます。

【実施事業】

- ①訪問介護事業（介護保険指定居宅サービス事業）
- ②訪問型サービス事業（芦北町地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）
- ③障がい者居宅介護事業（障害者総合支援事業）
- ④障がい者移動支援事業（芦北町障害者福祉事業）

2. 訪問入浴介護事業所

- ・利用者の体調を第一に、身体への負担が最小限となるよう配慮しながら、安心して快適な入浴介護を提供します。
- ・住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、医療機関・各種関係者との連携を図りながら利用者に寄り添ったサービスを提供します。

【実施事業】

- ①訪問入浴介護事業（介護保険指定居宅サービス事業）
- ②介護予防訪問入浴介護事業（介護保険指定介護予防事業）

3. きずなの里通所介護事業所

- ・地域での暮らしを支えるため、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動と連携し、利用者を支える地域連携の拠点としての機能の充実を図ります。
- ・地域の課題、暮らしの課題の情報を共有し、利用者の生活を支える機能や介護保険外の取り組みなど地域の連携体制に協力し、新たな事業や地域づくりに取り組みます。

【実施事業】

- ①通所介護事業（介護保険指定居宅サービス事業）
- ②通所型サービス事業（芦北町地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）
- ③閉じこもり予防通所支援事業（芦北町地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）
- ④障がい者日中一時支援事業（芦北町障害者福祉事業）
- ⑤食の自立支援事業（芦北町地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）

4. 居宅介護支援事業所

- ・「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、介護が必要な状態になっても、その有する能力に応じて、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるように、医療・保健・福祉の専門職や、地域の支え合いやインフォーマルサービスによる支援との連携を図ることにより、多職種協働による適切な介護サービスの提供に繋がります。
- ・特定事業所として、介護支援専門員実務研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の協力体制を確保します。また、中重度者や支援困難ケースへの対応を行うとともに、緊急性のある利用者からの相談等には連絡体制を確保し対応します。
- ・社協のケアマネジャーとして、その役割を自覚して、地域の生活課題や福祉ニーズの発見に努め、地域と介護の連携会議や地域ケア会議等の場で情報共有し、地域に共通した課題の明確化に努めます。

【実施事業】

- ①居宅介護支援事業（介護保険事業）
- ②介護予防支援事業（芦北町地域包括支援センター受託事業）

■事業課【田浦支所事業係】

1. 八幡荘生活支援ハウス運営事業

- ・居宅において生活することに不安のある高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して、健康で明るい生活ができるよう支援します。
- ・入居者に対する日常生活の援助、各種相談及び助言等を行うとともに、緊急時の対応並びに必要なに応じて、福祉サービス等の利用手続きの援助を行います。

- ・行政並びに関係機関と情報の共有を図り、施設の適正な管理と入居者が安心して健康で明るい生活が送れるよう支援します。

2. 八幡荘通所介護事業所

- ・小規模の特性を生かし、住み慣れた身近な事業所で穏やかな生活が送れるよう、地域や各種関係機関との連絡調整を図り、本人の思いに寄り添うケアを提供します。
- ・八幡荘デイサービスセンター運営推進会議を開催し、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上に努めます。

【実施事業】

- ①地域密着型通所介護事業（介護保険指定居宅サービス事業）
- ②通所型サービス事業（芦北町地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）
- ③閉じこもり予防通所支援事業（芦北町地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）

3. 田浦福祉センター管理運営事業

町民の福祉の増進及び生活の維持向上を図るため、高齢者の生活向上を促し充実した福祉センターの管理運営業務を適切に行います。

【地域福祉の担い手づくり（お互い様の心）】基本目標（Ⅱ）

■芦北町地域包括支援センター【介護予防事業係】

1. 転倒骨折予防事業

高齢者を年齢や人身の状況等によって分け隔てることなく、人と人のつながりを通じて地域づくりを推進するとともに、要支援・要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを目的に開催します。

1、介護予防事業

- ・各公民館や統廃合校舎（拠点）等での介護予防教室の開催（76か所）

2、介護予防把握事業

- ・要介護者予備軍（認知症・閉じこもり）の早期発見
- ・閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防へつなげるため、各関係機関との連携を図る。（情報の共有化）

3、介護予防普及啓発事業

- (1) 介護予防の取り組みの紹介及びホームプログラムのチラシ配布（1回／年）
- (2) 関係機関等による介護予防講習会を開催
 - ・ 歯科衛生士による口腔ケア教室（6拠点）
 - ・ 歯科衛生士による口腔ケア教室（6拠点以外の公民館）芦北町全域を2年計画で実施
 - ・ 保健師等による健康講話（6拠点）

○平成30年度は、佐敷・大野地区を7公民館で開催

- ・ 佐敷地区（大尼田、乙千屋、白岩、芦北、花西、立川）
- ・ 大野地区（漆川内、告合同）

○平成31年度は、湯浦・田浦・大野地区を7公民館で開催

- ・ 湯浦地区（山川・湯南団地合同）
- ・ 田浦地区（田浦町2、田浦1・2、田浦3・4、宮浦）
- ・ 大野地区（白木、才木）

(3) 拠点介護予防教室の周知と交流会の開催

- ・ 湯浦と佐敷地区との交流会（春・秋季）を実施

(4) 介護予防の必要性を町民に周知するため、各教室を開催

- ・ ノルディックウォーキング教室を春季1回と秋季1回開催
（参加者には、当日ポールの貸出しを行う。）

- ・ 生涯現役教室を開催（自宅で出来るストレッチ運動・音楽療法等、2回/年）

(5) 介護予防に関するボランティア等の人材育成を行う。

- ・ 介護予防サポーター養成講座の開催（3回/年）
- ・ 介護予防サポーターフォローアップ研修会の開催（1回/年）

(6) 各研修会、講習会へ参加し拠点事業の充実を図る。

4、地域リハビリテーション活動支援事業

- ・ 各拠点事業での運動器評価を行う。（3回/年）

5、地域介護予防活動支援事業

- ・ 介護予防に資する体操などを行い、住民主体の通いの場を充実させる。

2. 水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業

水俣病発生地域における高齢の水俣病被害者等が、地域の中で安心して在宅生活を営むことができるよう、日常生活の質の向上及び社会参加の促進に資する取り組みを行う。

1、日常生活行動能力等向上事業

(1) ニーズの把握

①対象地区の65歳以上の方を対象に在宅訪問を行う。（随時）

拠点事業への参加がない対象者や閉じこもりぎみの方等に対し、訪問相談業務を行い、ニーズの把握を行う。

②要介護者予備軍（認知症・閉じこもり）の早期発見

地域包括支援センターや介護予防サポーター、各関係機関との連携を強化し、情報の共有化を図る。

(2) 基本的行動機能の維持向上に資するサービス等の実施

①女島活力推進センターを活用し、定期的に運動などの教室を開催する。

- ・ 女島地区（福浦、沖、女島西、平生） 第1～4木曜日（4回/月）
- ・ 佐敷西地区（鶴木山、計石西、計石東） 第1・3火曜日（2回/月）
- ・ 田浦西地区（田浦町1、3、4、波多島、井牟田1、2） 第1水曜日
（1回/月）

・田浦南地区（小田浦5、6、7、海浦1、2）第2・4水曜日（2回／月）

(3) 在宅用運動等プログラムを配布する。

○女島地区（4月、8月、12月） ○佐敷西地区（5月、9月、1月）

○田浦西地区（6月、10月、2月） ○田浦南地区（7月、11月、3月）

(4) 運動器評価を熊本県統一の測定基準で行う。 5月、9月、12月（3回／年）

・対象地区（沿岸地域）と対象地区以外（山間地域）の比較を行う。

(5) 提供するサービスの質の向上等を目的に研修会を実施する。

・介護予防サポーターフォローアップ研修会（2回／年）

2、講演会等の実施

(1) 関係機関等による介護予防講習会を開催する。

・保健師等による健康講話（4回）各拠点1回／年

・地域リハ講演会（4回）各拠点1回／年

・音楽療法教室（8回）各拠点2回／年

・口腔ケア教室（4回）各拠点1回／年

3、生きがいづくり支援事業

(1) 地域間交流、世代間交流

①地域間交流会を開催する。（4回）各拠点1回／年

野外でグラウンドゴルフ等を行い、拠点地区間の交流の場を提供する。

②世代間交流会を開催する。（4回）各拠点1回／年

・子ども達（保育園児）とのふれあい交流を行う。

4、地域住民への説明

(1) 事業周知を図るため、「ゆめもやい元気だより」（活動案内・報告）を発行する。（3回／年）4月、9月、1月

◇◆◇ 公益事業 ◆◆◇

【住民主体の地域福祉の推進（思いやりの心）】基本目標（Ⅰ）

【安心して暮らせる地域づくり（助け合いの心）】基本目標（Ⅲ）

■芦北町地域包括支援センター【地域包括支援センター事業係】

町と入念な協議等を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

1. 介護予防ケアマネジメント事業

要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防事業に積極的に参加し、日常生活の中で介護予防の取り組みを習慣化し、住み慣れた地域で元気に過ごしてもらうことを目的とします。

(1) 要支援1・2認定者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）の実施

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者の介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB・C）の実施

(3) 介護予防支援における給付管理、請求事務の実施

- (4) 介護予防ケアマネジメントにおける請求事務の実施
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業判定会議への参加

2. 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス等が利用できるよう関係機関等との連絡調整を行います。また、公的サービス以外でも地域福祉活動やボランティア活動等の非公的サービス利用も含めた支援が行えるようネットワークの構築を図ります。

- (1) 各種相談受付及び介護認定申請窓口対応
- (2) 地域支援ネットワーク構築
 - 要援護高齢者等実態調査実施（4月：民生児童委員協議会の協力）
 - ・社会資源の確認（年2回：4月、9月）
 - 社会福祉協議会との連絡調整
- (3) 福祉用具の貸与（緊急かつ臨時的）

3. 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性がある高齢者が、住み慣れた地域で安心して、尊厳のある生活を行うことができるよう関係機関との連携を図ります。また、高齢者虐待や消費者被害等が未然に防止できるよう普及啓発を行います。

- (1) 高齢者虐待・消費者被害防止等の普及啓発活動
 - 民生児童委員協議会への周知：12回／年
 - 広報誌への掲載：1回／年
- (2) 高齢者虐待を含む権利侵害等ケースへの支援（随時）
- (3) 成年後見制度利用促進（町長申立ケースへの協力：随時）

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、高齢者の状況や変化に応じた包括的及び継続的なケアマネジメント支援を介護支援専門員が実践できるように地域の基盤を整えるとともに、個々の介護支援専門員のサポートを行います。

- (1) 介護支援専門員に対する支援
 - 介護支援専門員定例会の開催（1回／月・第3水曜日）
 - 居宅介護支援事業所への訪問・面接（随時）
- (2) 主治医、関係機関等との連携（医療、介護連携の推進）
- (3) 地域ケア会議の開催（1回／月・第3水曜日）（地域支援ネットワークの構築、地域課題の把握及び解決策の検討、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援）
- (4) 介護保険係との連携によるケアプランチェック（給付適正化）

- (5) 住宅改修における事前訪問、軽度者への福祉用具貸与による担当者会議への参加
- (6) 困難事例のサービス担当者会議参加（随時）
- (7) 町内の介護従事者及び介護支援専門員の資質向上と連携強化を目的とした研修会の開催（1回／年：介護支援専門員等ネットワーク連絡会）

5. 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で生活を続けていくために、住民への認知症に対する理解と啓発、地域や医療・介護サービス事業所、民間企業等間の見守り体制の強化を図り、地域の中で認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族に対する支援体制の充実を図ります。

(1) 認知症初期集中支援推進事業

- 認知症初期集中支援チームに関する普及啓発
- 認知症初期集中支援の実施
 - ①訪問支援対象者の把握
 - ②情報収集及び観察・評価
 - ③初回訪問時の支援
 - ④専門医を含めたチーム員会議の開催
 - ⑤初期集中支援の実施
 - ⑥引継ぎ後のモニタリング
- 認知症初期集中支援チーム検討委員会への協力

(2) 認知症地域支援・ケア向上推進事業

- 認知症地域支援推進事業
 - ①認知症サポーター養成講座
 - ・きずなの里（7月）、八幡荘（11月）
 - ・小・中学校、一般：随時
 - ②認知症サポーターフォローアップ教室（2回／年：9月・1月）
 - ③認知症キャラバンメイト連絡会開催（2回／年：6月・10月）
 - ④チーム員連絡調整及びチーム員会議の運営
 - ⑤認知症フォーラムの開催（1回／年）
 - ⑥各地域での見守り体制の推進及び医療・介護サービス事業所、民間企業等との連携
 - ⑦認知症抱える家族の会（たけのこ会）への活動支援
 - ⑧認知症カフェ開設に向けた検討、設置
- 認知症ケア向上推進事業
 - ①認知症学習会の開催（3回／年）
 - ②芦北町認知症ケア高齢者虐待防止等事業の実施
 - ③水俣・芦北臨床認知症研究会世話人会への参加
 - ④認知症ケアパスの作成（新規）

6. 生活支援体制整備事業

地域における高齢者等の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による多様な生活支援サービスの提供体制の構築を目指します。

(1) 地域の社会資源やニーズの把握

○住民とともに地域の現状把握、目指す地域像の共有を行う。

→地域課題の見える化、目指す地域像の共有のため、田浦、佐敷、湯浦の旧小学校単位で座談会開催（随時）

(2) ネットワークの構築

○住民主体による支え合いの組織づくりを行う。

→地域住民による、これからの地域を考える場（連絡会＝第2層協議体）を、田浦、佐敷、湯浦の旧中学校に1か所ずつ立ち上げる。

・各地域の連絡会の運営支援

→既存の支え合い活動の活用

・地域福祉活動推進員活動の場の創出

・地域高齢者の社会参加の促進

・各地域における新たな支え合い活動の支援

○関係する団体・事業所等との連携、協働を図る。

→行政、社協、関係機関との連携、協働

・地域福祉コーディネーターとの連携・協働による地域福祉活動の推進

・地域ケア会議への参加（毎月第3水曜日）

・生活支援の担い手養成やサービスの開発、検討

→協議体への参加（2回／年）

・連絡会（第2層協議体）との連携のもと、地域に不足するサービスの把握、創出に向けた検討

・協議体委員による先進地視察の実施（1回／年）

(3) 地域住民への啓発活動

○住民による支え合いの必要性の理解を進める。

・生活支援体制整備事業について広報誌やホームページに掲載し、情報発信を行う。

・地域の活動や集いの場でのPR（随時）

・行政区単位で生活支援体制整備事業の説明会実施（田浦、佐敷、湯浦）

・生活支援体制整備フォーラム（仮）の開催（地域の支え合いによる体制づくり、1回／年）（新規）

【 地域福祉活動の基盤づくり（向上的な心） 】 基本目標（IV）

■総務課【総務係】

1. 芦北町もやい直しセンター事業

(1) もやい直しセンター運営事業

水俣病や水俣病患者に対するいわれなき差別や偏見をなくし、住民がそれぞれの立場や境遇を正しく理解し合い、みんなが仲良く楽しく暮らせる地域社会実現のため、その場所と機会を提供します。

毎月第4水曜日に温泉施設を無料開放するなど、地域住民の心と心を結び合う場所として、本施設を利用していただくために適正な運営管理を行ってまいります。

(2) 生きがいづくり事業

自らの特技を活かして社会に貢献することにより、生きがいを見出し活力ある地域社会を創造することを目的に、リフォーム教室及び太極拳講座を開催します。

■総務課【地域福祉係】

2. 芦北町シルバー人材センター事業

(1) シルバー人材センター運営事業

地域の高齢者が、「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、長年培った知識・経験・技能を生かして就業することにより、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいを充実するとともに、地域に活力を生み出し、地域社会の福祉と活性化に寄与することを目的とします。

我が国の長寿命化と少子化は今後も続くことが予想され、労働力人口の減少対策として元気な高齢者の活用が必要不可欠となっており、国の政策である「1億総活躍社会」の実現に向けても高齢者の長年培われた能力や経験を活かし、「生涯現役」、「地域社会の担い手」としての活躍が求められています。

このような中、国からも介護予防推進にも一助となる社会参加や多様な就労機会の確保等の事業展開を行っているシルバー人材センターへの期待は大きなものがあります。

これに応えるためには、会員の増加を最重要項目に掲げ、団塊の世代を中心とした65歳以上の高齢者を対象に、入会促進を行うとともに就業の拡大について目標を定め着実に遂行していく必要があります。

とりわけ、会員の増加は急務であり、様々な機会をとらえ会員の増強を図ってまいります。

安全適正就業につきましては、昨年度5件発生しました事故を踏まえ、事故防止対策を各機関と連携し行ってまいります。また、県内で多く発生しています草刈り作業による石飛事故、剪定作業による墜落、転落事故の防止等、安全就業の徹底を図り事故ゼロを目指してまいります。高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するため普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言等を行ってまいります。

ます。

①普及啓発事業

住民にシルバー事業を広めるため、広報等の各種啓発活動を行います。

②相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等に対応します。また、入会を希望する高齢者を対象とした説明会を毎月第3月曜日に実施します。

③研修・講習事業

安全意識の向上や就業に必要なスキルをアップするために各種の講習会を開催します。

(2) 御休み処事業

公の施設管理を代行する事業者としての自覚を持ち、営利目的に偏ることなく、お客様に良質で安全・安心な食事を安定的に提供していくことを使命として管理運営を行うとともに、多くの方に利用していただけるよう広報活動にも力を入れ増収に努めてまいります。

また、会員の高齢化も進んでおり、配達業務を含め新規会員の入会を推進してまいります。